



いむら伸幸

発行日 2023年 秋
発行 いむら伸幸連絡所
岡崎市真福寺町深山1-10
TEL0564-27-3482

岡崎市政レポート No. 45

皆様の声をお聞かせください

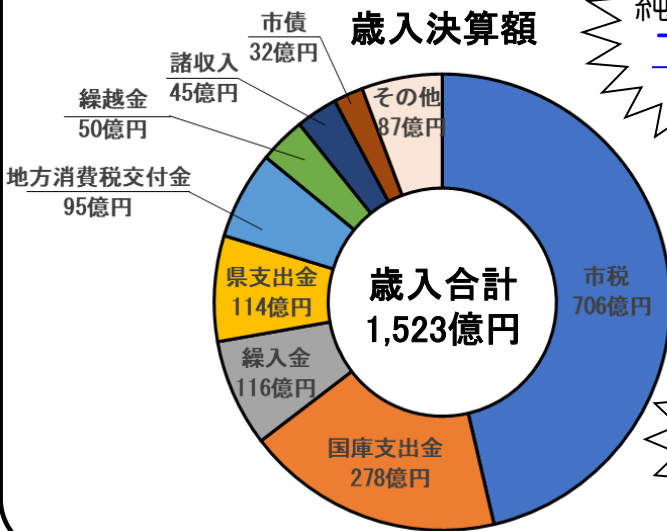
初秋の候、皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は議員活動に対しご理解とご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

岡崎市議会では9月定例会が8月31日から9月29日まで開催され令和4年度決算の認定をはじめ全議案が可決されました。可決された主な施策について一部をご報告いたします。

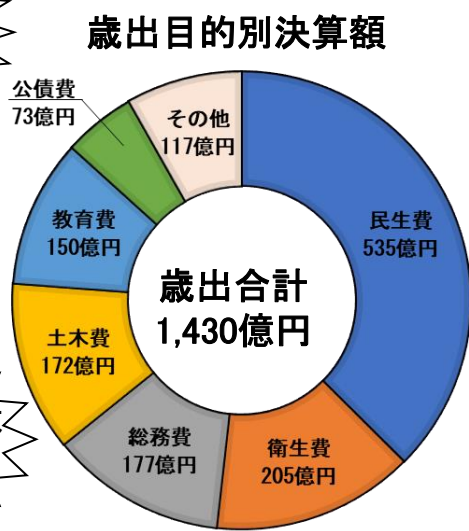
今後も、皆様方のより身近な存在として、ご意見・ご相談をいただき、より暮らしやすい町、住みやすい町の実現にむけ邁進してまいります。引き続きご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

決算規模は歳入・歳出とも過去2番目の水準に!!

【一般会計】



純剰余金は
72億円
の黒字



市債残高は
40億円減

「おかざき農業応援チケット」を全市民に配布！



農業従事者の高齢化・減少による担い手不足や、持続可能な農業生産基盤の構築は農業にとって深刻な課題であり、近年の農業資材等の価格高騰や今年6月の豪雨による農作物・農業施設への被害は、食の安定供給への支障も懸念されています。そこで、農業従事者への経済的支援と、長引く物価高騰の影響を受けている市民生活への経済的支援を目的に「**おかざき農業応援チケット**」が配布されます。

- 【対象者】全市民(9月1日現在で住民登録している方)
- 【内容】1人1, 500円分のチケットを配布(500円券×3枚)
- 【配布時期】令和5年10月下旬発送を予定
- 【利用期限】令和6年2月29日まで

詳しくはこちら <https://www.city.okazaki.lg.jp/300/306/p039085.html>



自転車ヘルメット購入費補助の対象が全年齢になります！



令和3年10月の県条例及び令和5年4月の改正道路交通法の施行により、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化され、自転車乗車用ヘルメット着用の促進の観点からも**補助対象が全年齢に拡大**されました。

【補助対象者】全年齢の市民

【補助金額】自転車乗車用ヘルメット購入費用の2分の1(上限2,000円)

詳しくはこちら <https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1555/1593/p028689.html>



民間の保育事業所を新たに開設！

0～2歳児の待機児童問題解消にもつながる「**小規模保育事業所**」が岡崎市内の**中央区域に2施設、岩津区域に1施設、令和6年4月に開所**される予定です。

依然、3歳未満児の保育需要が高いことから、民設民営の保育園を令和9年度に、羽根町にあった市営住宅大池荘跡地に開所予定であり、現在、検討が進められています。

今回、岡崎市が公募した小規模保育事業所(A型)の概要(下表太枠部分)は次の通りです。

	認可保育所(岡崎市基準)	小規模保育事業所		
		A型	B型	C型
対象児童	0～5歳児	0～2歳児	0～2歳児	0～2歳児
定員	20人以上	6～19人	6～19人	6～10人
職員数	0歳児:3:1 1歳児:4:1 2歳児:5:1	保育士の配置基準 +1名	保育士の配置基準 +1名	家庭的保育者 3:1
資格	保育士	保育士	1/2以上が保育士	家庭的保育者
保育室等	0～1歳児 3.3m ² 以上 2歳児 1.98m ² 以上	0～1歳児 3.3m ² 以上 2歳児 1.98m ² 以上	0～1歳児 3.3m ² 以上 2歳児 1.98m ² 以上	0～2歳児 1.98m ² 以上
給食	自園調理 (公立のみ外部搬入可)	自園調理 (連携施設からの搬入可)	自園調理 (連携施設からの搬入可)	自園調理 (連携施設からの搬入可)



入園児の募集方法など詳細については、「**市政だより12月号**」および「**市ホームページ**」にてご確認願います。

市議会議員の報酬条例改正案を最終日に上程！

近年、他の市議会において本会議等を長期的に欠席しているにもかかわらず報酬が支払われ続け、市民から批判を受ける等、議員報酬のあり方について不適切と指摘される事例が見受けられています。

岡崎市議会では『岡崎市議会の議員の報酬等に関する条例』にて、議員報酬については定められていますが、長期欠席し、議員としての仕事ができなかった場合に報酬を止める条文が無いことから、報酬が支払われる仕組みとなっていました。

今回、岡崎市議会としても「議員の報酬は一定の役務の提供に対する対価として受け取るもの」との考えの下、議会内で慎重に協議を重ね9月定例会最終日に上程され、全会一致で可決されました。

主な改正概要は次の通りです

1. 議員が**長期欠席※したときは**、公務上の災害などの特別な事由による場合を除き、**長期欠席した定例会の開会月の翌月から議員報酬は支給しない。**
2. 議員が長期欠席した場合の期末手当について、議員報酬が支給されなかった月数に応じて減額される。
3. やむを得ない事由により複数回長期欠席する場合には、長期欠席事由審査会を開催し報酬について協議する。

※ 長期欠席とは**一つの定例会において出席しなければならない会議等をすべてを欠席した場合**をいいます。

【くらしの相談窓口】

※ 地域での困りごとや、市政に関するご意見・ご要望などお気軽にご相談ください

【連絡先】 ○組合支部事務所

〒444-2106 岡崎市真福寺町深山1-10

TEL. 0564-27-3482(代表)

○市議会(民政クラブ)

〒444-8601 岡崎市十王町2-9

TEL. 0564-23-6526(代表)

